

固定資産税（償却資産） Q&A

Q 1 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 1 償却資産は、土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を申告する義務があります。

Q 2 共同住宅（アパート）を所有し、賃貸業を行っているのですが、申告が必要ですか？

A 2 必要です。家屋の評価に含まれないルームエアコンや、敷地内のアスファルト舗装等が対象となります。

Q 3 確定申告をしています、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A 3 必要です。確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は所得に関する申告です。償却資産は「固定資産税」ですので、別途申告をお願いいたします。

Q 4 耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告が必要ですか？

A 4 必要です。古い資産で減価償却済であっても、事業の用に供されている場合は申告対象となります。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

Q 5 減価償却をしていない資産は申告の対象になりますか？

A 5 現に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば償却資産として申告の対象となります。

Q 6 昨年と比べて、償却資産の内容に変更がなくても申告が必要ですか？

A 6 必要です。申告書右下の備考欄の「資産の増減なし」を○で囲んでください。

Q 7 廃業・清算終了しましたが、申告する必要がありますか？

A 7 必要です。廃業・清算終了した旨の申告をお願いいたします。
申告書右下の備考欄に「○年○月廃業／清算終了」と記入してください。
ご提出いただいた翌年度からは、申告する必要はありません。

Q 8 賃貸ビルに入居して飲食店を始めました。開店するにあたって、内装や電気設備工事、給排水衛生設備等の附帯設備の取り付け工事をしましたが、この附帯設備の申告は必要ですか？

A 8 構築物として申告が必要です。賃借人等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）は、テナントの方が償却資産として申告してください。

Q 9 租税特別措置法の規定による中小企業特例を適用して損金算入した資産についても申告が必要ですか？

A 9 必要です。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金算入された資産については申告対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入して申告をお願いします。なお、少額減価償却資産の申告の要否については、「申告の手引き」の3ページをご参照ください。

Q 10 今回の申告書を作成していたら、以前提出した申告書に申告漏れがあったと気づいたのですが。

A 10 本来申告すべき年度の修正申告書をあわせて提出してください。予め自主申告されていれば、延滞金の対象となりません。

Q 11 固定資産税（償却資産）がかからない場合があると聞きましたが、どのような場合ですか？

A 11 算出した課税標準額が150万円未満の場合です。
ただし、償却資産の申告は必要となります。

Q 12 所有者が死亡して相続しましたが、どのように申告すればよいですか？

A 12 申告書の住所、名前欄を新所有者のものに書き換え、右下備考欄に「○年○月旧所有者死亡のため、新所有者相続」と記入してください。